

募 集 要 項

1 入札参加申込の資格

個人、法人を問わず入札に参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者若しくは（2）に掲げる者から委託を受けた者又はそれらに掲げる者の団体
- (4) 市税の未納がある者
- (5) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定される公有財産に関する事務に従事する桐生市職員

2 売払いの条件

- (1) 引渡しの日から、次に該当する行為をすることはできません。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業への使用
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員が活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用
- (2) すべての物件について現状引渡しとなります。申込みに際しては現地、ハザードマップ、法令に基づく制限等をよく確認のうえ、お申し込みください。
- (3) 物件内の構築物・樹木等も、現状のまま引渡しとなります。不要な場合、撤去費用等は買受人の負担となりますので、ご注意ください。
- (4) 地盤調査、地質調査等はしていません。必要な場合は買受人が所有権移転後行ってください。

3 申込みの受付

(1) 申込受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月21日（水）まで
（ただし、土・日曜日を除く）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申込場所

桐生市役所 財政課（桐生市織姫町1番1号 3階）

4 申込に必要な書類

(1) 個人で入札に参加する場合

- ① 市有地購入申込書
- ② 誓約書
- ③ 住民票抄本（共有の方は全員分）
- ④ 市税完納証明書（共有の方は全員分）

(2) 法人で入札に参加する場合

- ① 市有地購入申込書
- ② 誓約書
- ③ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ④ 市税完納証明書

5 申込注意事項

- (1) 提出された書類に事実と相違する記載がある場合、申込み及び売払いは無効になります。
- (2) 提出いただいた書類は、お返ししません。
- (3) 申込者の方が、土地所有権移転登記の名義人になります。共有希望の場合は連名で申込みしていただき、申込書に持分を記入していただきます。
- (4) 申込み件数は、一切お答えできません。

6 落札者等の決定方法

下記のとおり入札を行い、落札者を決定します。

(1) 入札の日時・場所

日 時 令和7年6月5日（木）午前10時00分
場 所 桐生市役所 2階 204会議室

(2) 入札当日は、次の物が必要になりますので、ご持参ください。

① 入札保証金の領収書

入札参加申込みの際に、入札保証金に係る納付書をお渡ししますので、令和7年6月4日(水)までに金融機関等において納付後、その領収書を入札当日にご持参ください。

【入札保証金】 (最低入札価格の5%、千円未満切り上げ)

物件番号	入札保証金	物件番号	入札保証金
1	454,000円	8	413,000円
2	237,000円	9	1,470,000円
3	208,000円	10	349,000円
4	413,000円	11	1,310,000円
5	413,000円	12	530,000円
6	413,000円	13	225,000円
7	882,000円		

② 印鑑・代理人の場合は委任状

個人が入札する場合は本人の印(認印可)

法人の代表者が入札する場合は代表者印

なお、代理人が入札する場合は、委任状及び代理人の印

- (3) 入札は、落札者のほか次点落札者をあわせて決定します。落札者が当選資格を辞退したときは、次点落札者が落札者に繰り上がります。辞退した落札者の入札保証金は違約金としていただき、返還いたしません。なお、落札者及び次点落札者は、その権利を譲渡することはできません。

7 契約締結・代金の支払い

- (1) 物件の落札者には、契約に必要な書類を交付し、契約手続きの説明を行います。契約の締結は、令和7年6月13日(金)までに行ってください。期限までに契約を締結されない場合、当選は無効となり入札保証金は違約金としていただき、返還いたしません。
- (2) 契約締結後、60日以内に所定の納付書により売買代金全額を納付していただきます。なお、入札保証金は売買代金に充当することとします。売買代金全額を期限までにお支払いいただけない場合は、契約は無効となり入札保証金は違約金としていただき、返還いたしません。
- (3) 次点落札者が繰り上げにより落札者となった場合は、別途連絡いたします。

8 所有権の移転・登記

- (1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 土地の所有権移転登記は、物件の引渡し後に市が行います。
- (3) 申込書に記載された名義で、登記を行います。
- (4) 売買契約書に必要な収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担になります。

9 応札のない土地の取扱い

今回の入札において応札のなかった土地については、入札と同一の条件で、令和7年6月16日（月）から令和8年3月31日（火）までの間、随時売払います。

[参考:地方自治法施行令]

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

入札のご案内

入札は、次の手続によって行ないますので、入札に参加される方は、これらの事項を十分承知のうえ参加してください。

なお、不明な点については、お問い合わせください。

1 入札保証金の納付等

入札参加者は募集要項に記載のある物件番号ごとの入札保証金を令和 7 年 6 月 4 日(水)までに納付しなければ入札に参加できません。

(1) 納付方法

- ①入札参加申込みの際にお渡しする桐生市発行の納入通知書により金融機関等に納付してください。
- ②納付の際に金融機関等から発行される領収書については、入札当日(令和 7 年 6 月 5 日(木))にご持参ください。

(2) 入札保証金の返還等

- ①入札者が納付した入札保証金については、落札者以外の方には、口座振込により返還します。
- ②落札者が納付した入札保証金は、売買代金に充当します。
- ③入札保証金に利息は付しません。
- ④入札後、落札者が売買契約を締結しない場合は、入札保証金は桐生市に帰属することになり、返還いたしません(地方自治法第 234 条第 4 項)。

2 入札方法等

- (1) 入札書の用紙は、会場備え付けのものを使用し、字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- (2) 入札書を書き損じたときは、訂正しないで新たな入札書用紙を請求してください。
- (3) 入札書の入札価格の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- (4) 一度提出した入札書については、引換、変更又は取消しができませんので、入札書の記載にあたっては、記載漏れ及び誤記のないことを確かめたうえで提出してください。
- (5) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
- (6) 入札価格が予定価格以上で、最も高い価格により入札を行った者を落札者とします。
- (7) 落札者となるべき者が 2 人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、同価の入札をした者は、くじ引きを辞退することはできません。
- (8) 入札価格が、落札者の入札価格に次ぐ高い価格であった入札者が、次点落札者となります。